

定 款

平成 年 月 日作成
平成 年 月 日公証人認証
平成 年 月 日会社成立

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、 と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を に置く。

(資本の総額)

第4条 当社の資本の総額は、金 円とする。

第2章 社員及び出資

(出資の口数及び出資1口の金額)

第5条 当社の資本は、これを 口に分かち、出資1口の金額は、
金 円とする。

(社員の氏名、住所及びその出資口数)

第6条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりとする。

第3章 社員総会

(社員総会)

第7条 当会社の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎決算日の翌日より3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じ開催するものとする。

(招集)

第8条 総会は、社長たる取締役がこれを招集するものとする。
総会を招集するには、会日より5日前に各社員に対し、その通知を発することを要する。

(議長)

第9条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第10条 社員総会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、総社員の議決権の過半数以上を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

(議事録)

第12条 社員総会の議事については議事録をつくり、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

第4章 役員

(員数)

第13条 当会社には、取締役5名以内を置く。

(資格)

第14条 当会社の取締役は、当会社の社員中より社員総会において選任するものとする。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(社長及び代表取締役)

第15条 当会社が取締役が2名以上あるときは代表取締役1名を置き、
取締役の互選によって定めるものとする。

取締役が1名の場合はその者を社長とし、2名以上のときは代
表取締役を社長とする。

(役員報酬)

第16条 取締役の報酬は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(営業年度)

第17条 当会社の営業年度は、毎年 月 日から翌年 月 日
までの年1期とする。

(配当金)

第18条 社員に対する配当金は、毎営業年度の末日現在の社員に配当す
るものとする。

第6章 附則

(最初の役員)

第19条 当会社の最初の役員は、次のとおりとする。

(最初の営業年度)

第20条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から平成 年
月 日までとする。

(定款に規定のない事項)

第21条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社法その他の法
令によるものとする。

以上、 を設立するため、こ
の定款を作成し、社員が次に記名押印をする。

平成 年 月 日

社員